北山けいた議会活動報告　No.33　発行日　2022 年 7 月 15 日

「ちとせ」が変われば「みらい」が変わる

ちとせみらい通信

発行責任者：北山 敬太
千歳市末広 3 丁目 8-16
電話 090-2051-4048
FAX：0123-24-3876

会派を解散致しました

本年4月30日をもって、私が代表を務める会派「ちとせの未来を創る会」を解散致しました。設立当初は5名でスタートした会派でしたが、この度、共に無党派無所属の私と松隈早織議員の2名のみとなったことから、会派を維持していく必然性が薄れたものと判断し、今後はそれぞれ無所属議員として個々に議会活動を進めて行くこととなりました。私は初めて議員となった2015年より、いずれの政党にも属さず、不偏不党の立場を貫いて参りましたし、これからも変わることなく市民目線の政治姿勢を貫いて参ります。“「ちとせ」が変われば「みらい」が変わる”というキャッチコピーは元々会派名とは関係なく、最初に選挙に出た時から使っている私のスローガンですので、これからも「ちとせみらい通信」の名称は変えません。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

環境センターの火災事故について

去る6月9日の第2回定例会補正予算特別委員会の中で質疑を行いました。この事故は、令和4年3月7日9時50分頃、破砕処理場の破砕選別室機内において、破砕物搬送コンベヤーの上部から火災が発生し、昼過ぎに鎮火したものです。火災の原因は、出火した搬送コンベヤーの下流側にあるアルミ選別機投入コンベヤーでごみ詰まりが発生したことにより、処理ラインを5分程度停止させて除去作業を実施していたことから、高温の金属と燃えやすいごみが長時間接触するなど、不測の状況も重なり、破砕機内の摩擦で熱を帯びた金属類がプラスチック等の燃えやすいごみに接触して着火した可能性が高いとのことです。

コラム◆北山けいたの指摘◆　**この事故発生日が3月7日、ちょうど議会の第1回定例会の会期中というタイミングであったにもかかわらず、なぜ速やかに議会に報告されなかったのか。本定例会初日(6月3日)の市長行政報告においても、この件に関しては一言も触れられていない。市民生活に欠かすことのできない大変重要な公有財産が火災によって大きな損傷を受け、このように多大な修理費が計上されている。**

環境センターについては、平成30年に指定ごみ袋の発注を忘れて欠品し、慌てて入札を行った結果、本来、正規に発注した金額と比較して410万円も高い契約になってしまったという事例もあった。この際、担当職員が9月19日に発注漏れに気づいて、10月4日と22日の2回に分けて、急遽、入札を行い発注した。しかし、この一件が議会に報告されたのは、10月30日に開かれた厚生環境常任委員会だった。この間、9月18日から10月16日にかけて第3回定例会が開かれており、10月10日の決算特別委員会で、偶然にも、私は、指定ごみ袋の発注に関する質疑も行っている。これらを勘案すると、市が意図的に議会での報告を避けたのではないかという認識を持たざるを得ない。これは明らかな議会軽視、市民軽視である。

第２回定例会一般質問

6月15日に一般質問を行いました。「大項目1　危機管理対策(3)戦時態勢における市民の保護」 ロシアのウクライナ侵攻は世界に大きな衝撃を与えるとともに、強い非難をもって受け止められていますが、ロシアと国境を接するわが国においても、同様のことが起き得る可能性を考慮し、危機管理の観点から次のような質問を行

1　危機管理対策について
（1）千歳市地域防災計画等の見直し
（2）地域防災リーダーの育成
（3）戦時態勢における市民の保護
2　新型コロナウイルス対策について
（1）イベント等の実施時における感染防止対策

いました。（質問の一部を抜粋）

① 災害と武力攻撃において、市民が避難行動を取る場合の手順の違いは何か？

② Jアラートが発令した際、どこに着弾するか予測がつかない中で、市民は初めにどのような避難行動を取るべきなのか？千歳市の場合、堅牢な地下避難施設はないが、避難場所として適当と想定される建物の選定はできているか？

③ 災害の際には、まず、自助と共助により避難行動を起こすこととされているが、千歳市が国民保護計画に基づく避難、救護訓練をこれまで実施していない。今般の事態を受け、市長は、その必要性や緊急性をどの程度のものと認識されているのか？本年4月25日に内閣官房からは、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の公募についてという文書が都道府県を通じて発達されているが、この文書に対して、千歳市は実施意向の回答を、あり、なしのいずれで返されたのか？その理由は？

④ 個人がかける生命保険や損害保険等は、戦争などの変乱については免責となっているが、万一紛争被害を被ったときには、国の制度として被災市民が受けられる救済措置があるのか？

⑤ 駐屯地、基地所在自治体の長として、万一、当市が武力攻撃にさらされた場合でも、市民の安全と財産の保護が最大限図られるよう、国に対して法の整備とともに、必要な事業の検討と予算措置を強く働きかける義務と責任があるのではないかと考えるが市長の所見は？

市長答弁

① 災害時には、気象警報などに基づき、市が避難指示等の判断を行う。武力攻撃事態等においては、国が要支援地域や避難先地域を指示し、市は、それに基づき、避難経路や避難手段等を定める。また、災害の場合は、あらかじめ指定避難所を定めているが、武力攻撃事態等の場合は、避難先が千歳市域には限らず、事案に応じて、避難先や移動手段等が異なることが想定される。

② 弾道ミサイルは発射後、僅かな時間で到達する可能性があることから、避難施設は特定せず、近くにある建物内に避難するか、物陰に身を隠すといった対応について、引き続き周知を行っていく。

③ 国民保護計画に基づく避難訓練等はその性質上1市町村のみで実施することは難しいため、市民の参加による避難訓練等については、国、北海道、市の連携要領を具体的に確認した上で、被害状況やそれに基づく避難経路等を想定して実施する必要があることから、段階的に実施を検討していく。避難訓練の応募については予定していない。

④ 自然災害等により大規模な被害が発生した場合には、災害救助法の適用により、国による救済が行われる場合があるが、武力攻撃等による被害に対する同法の適用については、想定されていないものと認識する。

⑤ 本市が単独で、武力攻撃等を想定した要望活動を行う考えはない。

市政や議会に関するあなたの疑問やお困りごとをぜひ北山けいたにお聞かせください。

メール：mail@kitayama-keita.com
ホームページ：http://kitayama-keita.com

私、「北山けいた」は、「公正・公平」な社会と、お子様からお年寄りまですべての世代が笑顔で生活できる環境の形成を目指しています。皆さまの市政に対する素朴な疑問をご遠慮なくお寄せください。また、市民参加型の市政運営を目指して、様々な市民活動も積極的に支援しております。
お問い合わせは上記のメールからお願い致します。

ちとせみらい通信は私の想いを届けるかわら版です。